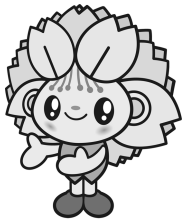


国保で受けられる給付



① 療養の給付

病気やケガをして医療機関を受診する場合、保険証を医療機関の窓口で提示すると、医療費の一部（一部負担金）を支払うだけで、治療を受けることができます。残りの費用は国保が負担します。

② 療養費

次のような理由で医療費の全額を支払ったときは、申請をもとに審査を行い、決定した額から自己負担相当額を差し引いた額が支給されます。

④ 出産育児一時金

国保に加入している人が出産したとき、申請により支給されます。（妊娠85日以上の流産・死産でも支給されます。※医師の証明が必要です。）

⑤ 海外療養費

※社会保険などから支給がある場合は、国保からは支給されません。
※支給方法についてご不明な点があれば、国保けんこう課にお尋ねください。

一部負担金の割合

| | | |
|---------|--|--|
| | 一部負担金の割合 | |
| 70歳～74歳 | 2割（または3割） ※前年所得により8月から負担割合が変わることがあります。（8ページ参照） | |
| 6歳～69歳 | 3割 ※6歳の誕生日以降の最初の3月31日までは2割（6歳の誕生日が4月1日の場合はその前日） | |
| 6歳未満 | 2割 | |

③ 入院時食事療養費の自己負担（令和6年6月診療分から）

| | | | |
|--------------------------|------------------|-------|---------|
| 一般加入者（住民税課税世帯） | | | 1食 490円 |
| 住民税 非課税世帯 | 過去12か月間の 入院日数 | 90日以内 | 1食 230円 |
| | | 91日以上 | 1食 180円 |
| 非課税世帯のうち低所得者Ⅰ（70歳以上の人のみ） | | | 1食 110円 |

※住民税非課税世帯の人は「標準負担額減額認定証」が必要となりますので、国保けんこう課に申請して交付を受けてください。マイナ保険証であれば認定証不要ですが、入院日数91日以上の減額は認定証が必要となります。

※入院時食事療養費の自己負担は高額療養費の対象にはなりません。

※「低所得者Ⅰ」とは住民税非課税世帯で、所得が0円である人。ただし、年金収入については80万円以下の人。

※一般加入者（住民税課税世帯）のうち、指定難病や小児慢性特定疾病の患者など、一部の人については一食280円となります。詳細は国保けんこう課までお尋ねください。

③ 葬祭費

◆ 国保に加入している人が死亡したとき、申請により葬儀を行った人（喪主）に2万円が支給されます。

《申請に必要なもの》

- ・死亡した人の保険証
- ・会葬御礼状（会葬御礼状がない場合は、申請時窓口に申出てください。）
- ・届出人の本人確認ができるもの
- ・喪主名義の通帳
- ・喪主のマイナンバーが確認できるもの

《申請に必要なもの》

- ・診療内容明細書
- ・領収明細書（日本語の翻訳文が必要です。）
- ・同意書
- ・保険証
- ・印かん
- ・世帯主名義の通帳
- ・申請書
- ・パスポート
- ・世帯主のマイナンバーが確認できるもの